

四万十市芸術祭開催要綱

(目的)

第1条 市民が文化芸術に接する機会を増やし、広く文化・芸術を体験・創造する文化芸術活動を促進するとともに、市内の文化・芸術活動団体が行う発表の場を作り、その継続的な活動を支援することにより市の芸術・文化水準の向上を図ることを目的に四万十市芸術祭（以下「芸術祭」という。）を開催する。

(主催)

第2条 芸術祭は、四万十市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催する。

(期間)

第3条 芸術祭の期間は、毎年6月から翌年3月までとする。

(行事)

第4条 芸術祭は、舞台芸術・展示・音楽・映画・文芸・茶道・郷土芸能・講演の8部門とし、市内の芸術・文化団体の行事とする。

(参加の要件)

第5条 芸術祭に参加しようとする団体（以下「参加団体」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 市内を活動拠点とする文化・芸術団体であること。
- (2) 1年以上継続して活動していること。
- (3) 開催しようとする行事の入場料が2,000円以内であること。

(参加の申請)

第6条 参加団体は、毎年4月末までに四万十市芸術祭参加申請書（様式第1号）及び団体の概要（様式第2号）に必要事項を記載し、教育委員会に申請しなければならない。

(参加の決定)

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、四万十市芸術祭参加決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(クレジット)

第8条 参加団体は、芸術祭の行事に使用するポスター・プログラム等には「第 回四万十市芸術祭参加」と明記しなければならない。

(会場使用料)

第9条 教育委員会が所管する公共施設の会場使用料は免除とする。免除の期間は、搬入、搬出等準備期間を含むものとし、展示7日間以内、その他2日間以内の連続した期間とする。

(経費)

第10条 参加団体は、行事の実施の経費に充当するため入場料を徴することができる。ただし、営利を目的としたり参加団体の通常の活動経費に充当する等過大な収入を得ることのないよう、その金額設定は適正なものとしなければならない。

2 参加団体が、芸術祭の参加において生じた欠損額について、教育委員会は、その責を負わない。

(実施報告)

第11条 参加団体は、行事終了の日から起算して30日以内又は行事实施年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実施報告書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、芸術祭の開催に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。